

**内閣府本府**  
**「行政手続コスト」削減のための基本計画**  
(平成 29 年度～平成 31 年度)

再改定版

令和元年 6 月  
内閣府

## 1 手続の概要及び電子化の状況

### (1) 子どものための教育・保育給付費補助金

#### ① 手続の概要

子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について(平成28年8月9日府子本第506号)の別添に定める子どものための教育・保育給付費補助金の補助事業には認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の2つ事業がある。

両事業とも、市町村が補助事業者となり、管内の事業者に事業を実施させるものであり、事業を実施する施設は、子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について(平成27年4月13日雇児発0413第36号)の別添において定める、上記補助事業に対応する認可化移行計画又は認定こども園化移行等計画(以下、移行計画とする)を定めていることが要件となっている。

#### ② 電子化の状況

移行計画及び請求書の様式・提出方法については各市町村において任意に定められている。なお、1自治体当たりの申請件数は約5件となるが、申請件数の多い自治体の一部では本補助金に係る手続きを既存のシステムに組み込むなどの取組を行っている。

各自治体に対し、押印が必要な書類以外は出来る限り電子化し、押印を求めている書類についても見直しの検討を依頼することで、9割の電子化を目指す。

### (2) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化

#### ① 手続の概要

日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続には、公募申請、契約締結、研究実施期間中の研究開発参加者リスト等の変更届及び、研究終了後の実績報告等がある。

#### ② 電子化の状況

公募申請についてはe-Rad(府省共通研究開発管理システム)の活用、契約締結について公印必須箇所(契約書等)以外は電子メールの活用、研究開発参加者リスト等の変更届は電子メールの活用及び、実績報告について公印必須箇所以外は電子メールの活用等の取組を行っている。

## 2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

### (1) 子どものための教育・保育給付費補助金

補助事業者である各自治体の理解・協力を得ながら、下記の方策を各自治体に要請・周知することにより、20%のコスト削減に取り組む。

- ・申請書類の提出方法の見直し(メール、郵送等による提出の促進)
- ・好事例に基づく申請時及び実績報告時の提出書類の削減・見直し
- ・申請時等に多くみられる記載ミス等を自治体担当者より聞き取り、FAQ等を作成する

#### ●スケジュール

平成30年3月	各自治体宛てに、上記方針を事務連絡等により提示
平成30年度内	各自治体において、国方針への対応を検討、順次運用開始
平成31年度中	平成31年度分にかかる申請手続き及び平成30年度分にかかる実績報告手続きに要した時間についてコスト計測を行う

### (2) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化

「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)に従い、日本医療研究開発機構において、以下の項目について、令和元年度に検討し、令和2年度から実施していく。

- 1 研究事業に係る各種手続について、文部科学省と連携し、e-Radの機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を国が進めた結果に合わせて、何度も同じ情報を求める重複をなくし、提出書類を簡素化する。
- 2 研究開発参加者リストの変更届について、その提出を求める頻度を見直すなど簡素化する。
- 3 公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関からの意見聴取及び各規制所管府省との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。

### **3 コスト計測**

#### **1. 選定理由**

(1) 子どものための教育・保育給付費補助金

当該補助金に関する自治体と事業者との行政手続は、主に申請・実績報告であることから、これらにかかる手続コストの削減を行うことが、高い効果を得られると考えられるため。

#### **2. コスト計測の方法及び時期**

(1) 子どものための教育・保育給付費補助金

平成 29 年 9 月、平成 29 年度分の交付申請と平成 28 年度分の実績報告に係るコスト計測を実施した。

○コスト計測の方法

自治体担当者、事業者等にヒアリングを実施し、その結果を基に標準モデルとして作成  
交付申請・・・35 時間／件  
実績報告・・・40 時間／件

○計測時期

コスト削減の改善方策により、平成 30 年度以降準備の整った自治体から取扱いが改められる予定であるが、各自治体における検討・準備期間に配慮し、平成 31 年 9 月頃、平成 31 年度分の交付申請と平成 30 年度分の実績報告に係るコスト計測を実施する事で効果を測定する。

**1 統計調査の概要及び電子化の状況**

## (1) 機械受注統計調査

## ① 手続の概要

統計の種類 : 一般統計調査

調査周期 : 毎月

調査対象者数 : 308

調査の目的 : 機械等製造業者の受注する設備用機械類の受注状況を調査することにより、設備投資動向を早期に把握し、経済動向分析の基礎資料を得ることを目的とする。

## ② 電子化の状況

オンライン調査 : 実施している。

オンライン回答率 : 81.2% (平成 28 年度)

オンライン調査の概要 : 機械受注統計調査票の回収システムを利用したオンライン調査

- オンライン回答率については、8 割程度 (平成 28 年度) と高水準であることから、オンライン回答方法の丁寧な案内等により、今後とも現状と同程度の回答率が得られるよう努める。

## (2) 企業行動に関するアンケート調査

## ① 手続の概要

統計の種類 : 一般統計調査

調査周期 : 1 年

調査対象者数 : 10,425 (平成 28 年度)、(参考) 10,268 (平成 29 年度)

調査の目的 : 企業が今後の景気や業界需要の動向をどのように見通しているかなどについて継続的な調査を行うことにより、企業活動の面から我が国経済の実態を明らかにすることを目的とする。

## ② 電子化の状況

オンライン調査 : 実施している。

オンライン回答率 : 26.6% (平成 28 年度)、(参考) 28.0% (平成 29 年度)

オンライン調査の概要 : 「政府共同利用システム」を利用したオンライン調査

- オンライン回答率については、わかりやすいオンライン調査の案内パンフレットを送付するほか、調査依頼や督促の電話の際にオンラインでの回答を案内する等の取組により、3 割程度の回答率が得られるように努める。

## (3) 法人企業景気予測調査

## ① 手続の概要

統計の種類 : 一般統計調査

調査周期 : 四半期

調査対象者数 : 16,247

調査の目的 : 我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的としている。

## ② 電子化の状況

オンライン調査 : 実施している。

オンライン回答率 : 27.3% (平成 28 年度)、(参考) 27.1% (平成 29 年)

オンライン調査の概要 : 「政府共同利用システム」を利用したオンライン調査

- オンライン回答率については、以下の取組により、平成 31 年度のオンライン回答率は 30% を超えることを目標とし、引き続き調査対象法人の意見を聞きながら、向上に取り組んでいく。
  - ① 新規調査対象法人をはじめとしたオンライン未回答法人の利用を促進するため、オンライン回答開始のための手順を簡略化する。
  - ② 回答法人側のシステム更新に対応するため、現在のソフトウェア環境に対応した電子調査票の改修を行う。
  - ③ これらの取り組みによる利用環境の改善について、調査対象法人に周知を図る。

#### (4) 民間非営利団体実態調査

##### ① 手続の概要

統計の種類 : 一般統計調査

調査周期 : 1年

調査対象者数 : 3,000

調査の目的 : 民間非営利団体の収入、経費及び投資額等を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、「国民経済計算 (SNA)」推計のための基礎資料とすることを目的とする。

##### ② 電子化の状況

オンライン調査 : 実施していない。オンライン調査導入に向けて、現在、「政府統計共同利用システム」の利用可能性について検討を進めている。

#### (5) 民間企業投資・除却調査

##### ① 手続の概要

統計の種類 : 一般統計調査

調査周期 : 1年

調査対象者数 : 30,000

調査の目的 : 民間企業における新規資産・中古資産の取得としての投資支出及び除却に関する状況を資産別に調査し、資本ストック統計・生産勘定整備における基礎資料とすることを目的とする。

##### ② 電子化の状況

オンライン調査 : 実施している。

オンライン回答率 : 15.8% (平成27年度)、(参考) 17.4% (平成29年度)

オンライン調査の概要 : 調査対象者がインターネットの利用 (WEB、電子メール) により回答することを可能とするシステムである。

#### (6) 特定非営利活動法人に関する実態調査

##### ① 手続の概要

統計の種類 : 一般統計調査

調査周期 : 3年

調査対象者数 : 6,437

調査の目的 : 特定非営利活動法人 (NPO 法人) の活動状況、寄付の受入状況等について調査し、その活動実態を明らかにするとともに、特定非営利活動促進法 (NPO 法) の改正に向けた見直しや、共助社会づくりに関する施策のための基礎資料を得ることを目的とする。

##### ② 電子化の状況

オンライン調査 : 実施している。

オンライン回答率 : 22.8% (平成29年度)

オンライン調査の概要 : 調査対象者がインターネットの利用 (WEB) により回答することを可能とするシステム

- オンライン回答率については、「政府共同利用システム」を利用したオンライン調査の実施、ウェブ上でのフォント拡大、より平易なオンライン回答方法の案内等の取組により、25%程度の回答率を得られるように努める。

## 2 削減方策 (コスト削減の取組内容及びスケジュール)

#### (1) 機械受注統計調査

- 機械受注統計調査は、記入要領等をわかりやすいものとすることにより、報告者のコストを5%程度削減することを目標とする。
- プレプリントは、事業所情報について導入済み。

(今後のスケジュール)

平成30年度 : 記入要領等の変更を実施

平成31年度～ : 記入要領等の変更について検討、実施予定

#### (2) 企業行動に関するアンケート調査

- 企業行動に関するアンケート調査は、記入方法や記入要領をわかりやすいものとするにより、報告者のコストを5%程度削減することを目標とする。
- プレプリントは、事業所情報等について導入済み。

(今後のスケジュール)

平成30年度 記入要領等の変更を実施  
平成31年度～ 記入要領等の変更について検討、実施予定

(3) 法人企業景気予測調査

- 法人企業景気予測調査は、以下の取組により報告者のコストを削減する。

① 調査項目数の削減

本調査は他の統計調査と重複している調査項目が多いことから、景況判断という統計目的に照らし、調査項目数を大幅に削減することにより、報告者のコストを削減する予定。具体的には、平成31年4-6月期調査より調査項目を50%超削減する。

② 調査対象法人数の削減

統計精度を検討の上、結果精度に影響が出ない範囲内で、調査対象法人数（報告者数）を削減することにより、報告者のコストを削減する予定。具体的には、平成31年4-6月期調査より調査対象法人数を約1割削減する。

以上の取組により、20%を大幅に上回るコスト削減を目標とする。

平成30年度には総務省の承認やシステム改修など削減方策の具体化を実施したところ。いずれの方策も平成31年度からの実施を目指す。

- プレプリントは、既に把握している事業所情報等について導入済み。

(今後のスケジュール)

平成31年度～ 調査項目数及び調査対象法人数の削減を実施

(4) 民間非営利団体実態調査 【平成31年度末までの実施に向けて検討】

調査票の記入方法や記入要領を報告者にとってよりわかりやすいものとする。具体的には、委託業者から報告者へのきめ細やかなサポートが行われるようにするとともに、31年度末までに、その過程で得られた情報を調査票等にフィードバックすることにより、報告者のコストの削減を目指す。現在、回答に要する時間が240分程度とみられるところ、記入要領を分かりやすくすることで20分程度短縮することにより、10%程度コストを削減する。また、現在検討しているオンライン調査導入により、更なるコスト削減を目指す。オンライン調査導入については、現在、「政府統計共同利用システム」の利用可能性について検討を進めている。なお、事業者情報等のプレプリントについては、実施済みである。

(5) 民間企業投資・除却調査 【平成31年度末までの実施に向けて検討】

報告者からのアンケート回答から得た意見・要望を基に、オンライン調査システムの利便性の向上を行い、平成31年度末までに利用率は20%以上とすることを目標とし、報告者のコストの5%以上の削減を目指す。なお、事業者情報等のプレプリントは、実施済みである。

(6) 特定非営利活動法人に関する実態調査 【次回調査である平成32年度までの実施に向けて検討】

結果精度に影響が出ない範囲内での調査対象法人数の削減、政府共同利用システムの利用によるオンライン回答率の引き上げ、一部調査事項について調査票へのプレプリントの導入、わかりやすい記入要領等の作成・改善、調査項目・用語の定義の更なる明確化等を実施することにより、報告者のコストを10%程度削減することを目標とする。

### **3 コスト計測**

#### **1. 選定理由**

- (1) 法人企業景気予測調査  
年間の延べ調査対象数が最も多い調査を選定（16,247（四半期）×4（回）=64,988）。

#### **2. コスト計測の方法及び時期**

- (1) 法人企業景気予測調査  
調査項目数及び調査対象法人数を削減することから、以下の式により、削減率を算出する。  
実施時期は、削減方策実施開始年度【平成31年度】とする。

$$\cdot \text{削減率} = 1 - (\text{削減後調査項目数} / \text{全調査項目数}) \times (\text{削減後調査対象法人数} / \text{全調査対象法人数})$$

なお、一部の調査対象法人へのヒアリング等に基づく取組初年度（平成29年度）のコスト計測結果は、以下のとおり。

平成30年度までの取り組みにより、平成31年度には50%超の削減となる予定。

##### **【取組初年度（平成29年度）における計測結果】**

1件当たりの作業時間	年間調査対象法人数	総合計時間
1.8時間	63,751社	114,752時間

## 1 手続の概要及び電子化の状況

保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類

### ① 手続の概要

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条に基づき、保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に対し、教育・保育給付を受ける資格を有することの認定を申請し、その認定を受けることとなっている。

当該認定の申請に際し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるとして、同法第 19 条第 2 号又は第 3 号の認定を申請する場合、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 2 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同規則第 1 条各号に掲げる保育の必要性の事由に該当することを証明する書類の提出が必要となっている。保育の必要性の事由のうち、「就労」に該当する場合、それを証明する書類として、就労証明書が用いられている。

### ② 電子化の状況

個々の市町村の支給認定の申請の仕組みは把握していない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類

### ① 保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成

就労証明書の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用の要請を行う。

あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。

### ② 保育所等の利用に要する就労証明書の電子入力対応様式の普及促進

保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。

さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。

※上記①及び②は、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に盛り込まれた内容と同一。

### ●スケジュール

平成 29 年 4 月～5 月	就労証明書の標準的様式について、各市町村へ意見照会
6 月	各市町村の意見を踏まえ、標準的様式について再精査
8 月	各市町村へ標準的様式の提示及び活用の依頼
12 月	標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況の調査 (標準的様式の項目を加除修正する場合の留意事項に関する依頼を含む)
平成 30 年 4 月	調査結果の地方自治体への送付及び活用・対応の再依頼
7 月	標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況のフォローアップ調査
10 月	調査結果の地方自治体への送付及び活用・対応の再依頼 (標準的様式の活用の趣旨や、活用する予定がない理由として不適当なものを示した留意事項を併せて送付)
平成 31 年上期	標準的様式の普及率の向上を図るため、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由（記載項目が不足等）を分析し、実効的



	な対策（大都市向けの標準的様式の作成等）を実施
--	-------------------------

### 3 コスト計測

#### 1. 選定理由

手続件数が多いため（最大で約 246 万件）

#### 2. コスト計測の方法及び時期

(1) 想定件数

最大で約 246 万件

※保育の必要性のうち、就労の認定を受けた者の割合を把握していないため、認定をうける全ての者を想定。

(2) 作業時間（※）

● 現状

【現状の作業時間表】

受付	作成	チェック・押印・郵送	合計
15 分	85 分	36 分	136 分

（上記の作業時間はいずれも平均値）

● 改善後

① 受付

電子化した標準的レイアウトの作成による縮減の見込みはないため、現状と同じく 15 分と見込む。

② 作成

電子化により、手書きにて転記する手間が省け、さらに、項目の標準化により、記入担当者が、より円滑に作業することが可能となるため、作成作業時間を平均 52 分程度と見込む。

③ チェック・押印・郵送

電子化により、転記ミスチェックに係る時間の短縮を図ることができるため、作業時間を平均 29 分と見込む。

【改善後の作業時間表】

受付	作成	チェック・押印・郵送	合計
15 分	52 分	29 分	96 分

（上記の作業時間はいずれも平均値）

【改善後と改善前との比較】

	最大想定件数	×	作業時間	=	合計
現状	246 万件/年	×	2.26 時間	=	約 556 万時間/年
改善後	246 万件/年	×	1.59 時間	=	約 392 万時間/年

以上により、最大で 164 万時間/年（約 30%）の削減が可能。

※現状の作業時間については、株式会社 NTT データが、規制改革推進会議医療・介護・保育 WG において提出した資料のデータを引用。

※改善後の作業時間については、同社にヒアリングの上、内閣府において以下に基づいて作成。

①従業員数 300 名以上の会社に人事給与システム（勤怠連携）が導入されていると想定し、それらの会社を対象

②約半数の自治体において標準的様式の備考欄より下に項目を追加すると想定

(3) コスト計測の時期及びその理由

時期：平成 30 年 3 月

理由：平成 29 年 4 月に作成したコスト計測を見直し、平成 30 年 3 月に株式会社 NTT データにヒアリングして作成したものであるため。